

珠洲市水防計画

珠洲市防災連絡会議

目 次

第1章	総 則	1
第2章	市の水防組織と機構	5
第3章	配 備 体 制	9
第4章	重要水防箇所	11
第5章	水位情報の通知及び周知	15
第6章	洪水浸水想定区域	17
第7章	水 防 警 報	19
第8章	水 防 活 動	22
第9章	水防時に通報すべき観測所	28
第10章	土砂災害対策	30
第11章	関係機関との協力及び応援	50
第12章	輸送及び資材補充	51
第13章	費用負担と公用負担	51

参 考 資 料

指 定 避 難 所	53
水防終結後の各報告様式	54
水防功労者表彰	56
水 防 訓 練	56
水防資器材備蓄状況表	57
重要水防箇所の危険度評定基準	58
異常気象時における道路通行規制	58
水防関係電話番号	59

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下、「法」という。）第 4 条に基づき、石川県知事から指定された指定水防管理団体たる珠洲市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）津波又は高潮などの水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための迅速かつ的確な水防活動を図ることを目的として、市内の河川、ため池、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム、水門若しくは樋門の操作、水防のための水防団、消防機関の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な資機材、施設の整備と運用、避難の実施等についての大綱を示すものである。

また、頻発する異常気象に伴う土砂災害の増加に対処するため、土砂災害警戒情報等の土砂災害対策に関する事項を示し、被害軽減に資することを目的とする。

珠洲市水防計画は、石川県奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所水防計画に準拠する。

第 2 節 用語の定義

・ 石川県水防本部

県内における水防を総括するために設置し、本部を県庁内（土木部河川課）に置く。

ただし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条に基づく石川県災害対策本部が設置された場合はこれに統合される。

・ 水防管理団体

水防の責任を有する市町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合をいう。（法第 2 条第 2 項）

・ 指定水防管理団体

県内の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう。（法第 4 条）

・ 水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者若しくは長をいう。（法第 2 条第 3 項）

・ 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。（法第 2 条第 4 項）

・ 消防機関の長

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。（法第 2 条第 5 項）

・ 水防団

水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織するものをいう。（法第 6 条）

・ 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第 12 条）

・水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行う事ができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第 36 条第 1 項）

・洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な又は相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項）

・水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起きるおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

・水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知および周知を行う。（法第 13 条）

・水位周知下水道

知事又は市長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第 13 条の 2）

・水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第 13 条の 3）

・水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

・水防団待機水位（通報水位）

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。（法第 12 条第 1 項）

・ **氾濫注意水位（警戒水位）**

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

・ **避難判断水位**

市長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。（法第 13 条第 2 項）

・ **氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）**

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

・ **内水氾濫危険水位**

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

・ **高潮氾濫危険水位**

法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。

・ **洪水特別警戒水位**

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位情報周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

・ **雨水出水特別警戒水位**

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による被害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

・ **高潮特別警戒水位**

法第 13 条の 3 に定める高潮による被害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

・ **重要水防箇所**

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

・ **洪水浸水想定区域**

洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。（法第 14 条）

・内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう。（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）

・高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。（法第 14 条の 3）

・浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（第 15 条の 6）

第 3 節 水防の責任等

水防の責任等は、水防法又は河川法により、次のように規定されている。

1. 県

県内における水防管理団体が行う水防が、十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第 3 条の 6）

2. 水防管理団体等

市はその管理区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第 3 条）

第 4 節 安全の配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

1. 水防活動従事者の安全確保のために、配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオを携行するなど、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるとき、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第2章 市の水防組織と機構

水防本部は、本部長（市長）が必要と認めたときのほか、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められる時から、洪水等のおそれがなくなったと認められる時まで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、珠洲市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

水 防 本 部 機 構

本部長 (市長) 副本部長 (副市長・消防団長・教育長) 対策部長 (総務課長)	総 務 班
	調 査 班
	税 務 ・ 出 納 班
	救 護 ・ 救 助 班
	環 境 建 設 班
	産 業 振 興 班
	観 光 交 流 班
	文 教 班
	消 防 班
	医 療 班
	協 力 班

- (1) 水防本部は、水防本部各班のうち、水防活動に関係の深い班で編成し、水防業務の総括にあたり、本部を庁舎3階会議室若しくは、奥能登広域圏事務組合珠洲消防署2階大会議室又は、本部長が指定する場所に置くものとする。
- (2) 各班は本部長の命により活動するほか、石川県水防計画に基づき、珠洲土木事務所との協力及び応援等においても相互協定により水防活動を行うものとする。

珠 洲 市 水 防 本 部 編 成 図

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
総 務 班	企画財政課長	総 務 課 職 員 危機管理室職員 企画財政課職員	防災会議に関すること 災害対策本部の庶務 各班との連絡調整 県本部及び県地方部（県事務所）との連絡 関係協力機関等の連絡調整 県知事、他の市町及び関係機関への応援要請 職員の非常招集 人員及び物資等の輸送 災害応急対策の立案 避難の指示 緊急物資の調達 気象情報の受信伝達 災害情報及び被害状況の収集 災害広報及び記録 災害報告 車両の調達 市有財産の被害調査 関係機関への陳情等 復旧総合計画 災害予算及び緊急経費の支払 本部長の特命に関すること 他の班に属しない事項
調 査 班	市 民 課 長	市 民 課 職 員	人的被害状況の調査 罹災者の調査 罹災証明書の発行
税務・出納班	税 務 課 長	税 務 課 職 員 出 納 室 職 員	家屋等の被災状況の調査 災害に伴う税の減免措置 災害対策本部関係経費の経理
救護・救助班	福 祉 課 長	福 祉 課 職 員	社会福祉施設の被害調査及び応急対策 罹災者の救助 避難所及び収容所の設置 避難所等の救急用医薬品及び医療衛生 救護班の編成 救護所の開設 炊出しその他食品の給与 救護物資の受給配分 日赤との連絡 ボランティアの受入れに関すること

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
環 境 建 設 班	環境建設課長	環境建設課職員	道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧 道路、交通の確保 障害物の除去 土木応急復旧資材の確保 応急仮設住宅の建設 住宅の応急修理 住宅建築資金の融資あつせん 公営住宅、市有建物の被害調査及び応急対策 農地、農業用施設の被害調査並びに応急復旧 水産施設の被害調査及び応急対策 林業関係施設の被害調査及び応急対策 国営農地開発事業関係施設の保全 漁港施設の被害調査及び応急復旧 水道施設の被災調査及び応急復旧 飲料水の確保、供給に関すること 災害時における上水道、簡易水道の衛生維持 下水道施設の保全 衛生関係施設の被害調査及び応急対策 衛生班の編成 災害地及び避難地の防疫及び清掃に関すること 避難所等の防疫 環境衛生、防疫資材の調達配分 へい死鳥獣の処理に関すること 死体処理に関すること
産 業 振 興 班	産業振興課長	産業振興課職員 農 業 委 員 会 事 務 局 職 員	農産物の被害調査 畜産伝染病予防対策 応急用米及び調味料の調達あつせん 水産物の被害調査 林産物の被害調査 復旧用木材のあつせん 水産船舶関係の被害調査 漂流物の処理 商業・工業関係の被害調査 被災商工業者に対する金融のあつせん 罹災失業者の職業あつせん
観 光 交 流 班	観光交流課長	観光交流課職員	観光業関係の被害調査及び応急対策

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
文 教 班	教 育 長	教 育 委 員 会 事 務 局 職 員	教育施設の被害調査及び応急対策 教育施設の保全復旧対策 応急教育対策 罹災児童生徒の救護 学用品、教科書の調達配分 保健衛生及び学校給食保全措置 文化財、社会教育施設の保全 ボランティア受入れに関すること
消 防 班	消 防 署 長	消 防 署 職 員	消防、水防活動 隣接市町相互援助協力の受入れ 罹災者の救出 救急、救助、避難等 遭難者又は行方不明者の捜索 防災資器材の点検整備調達 気象情報の受信及び広報伝達 災害情報の収集及び伝達 消防団（水防団）の出動要請 災害地の社会秩序保持 災害の警戒及び予防巡回
医 療 班	病 院 長	総 合 病 院 職 員	罹災者の医療救護 医療班の編成
協 力 班		議 会 事 務 局 職 員 監 査 委 員 事 務 局 職 員	本部長の指示により各班に協力

第3章 配 備 体 制

1. 水防本部の配備体制

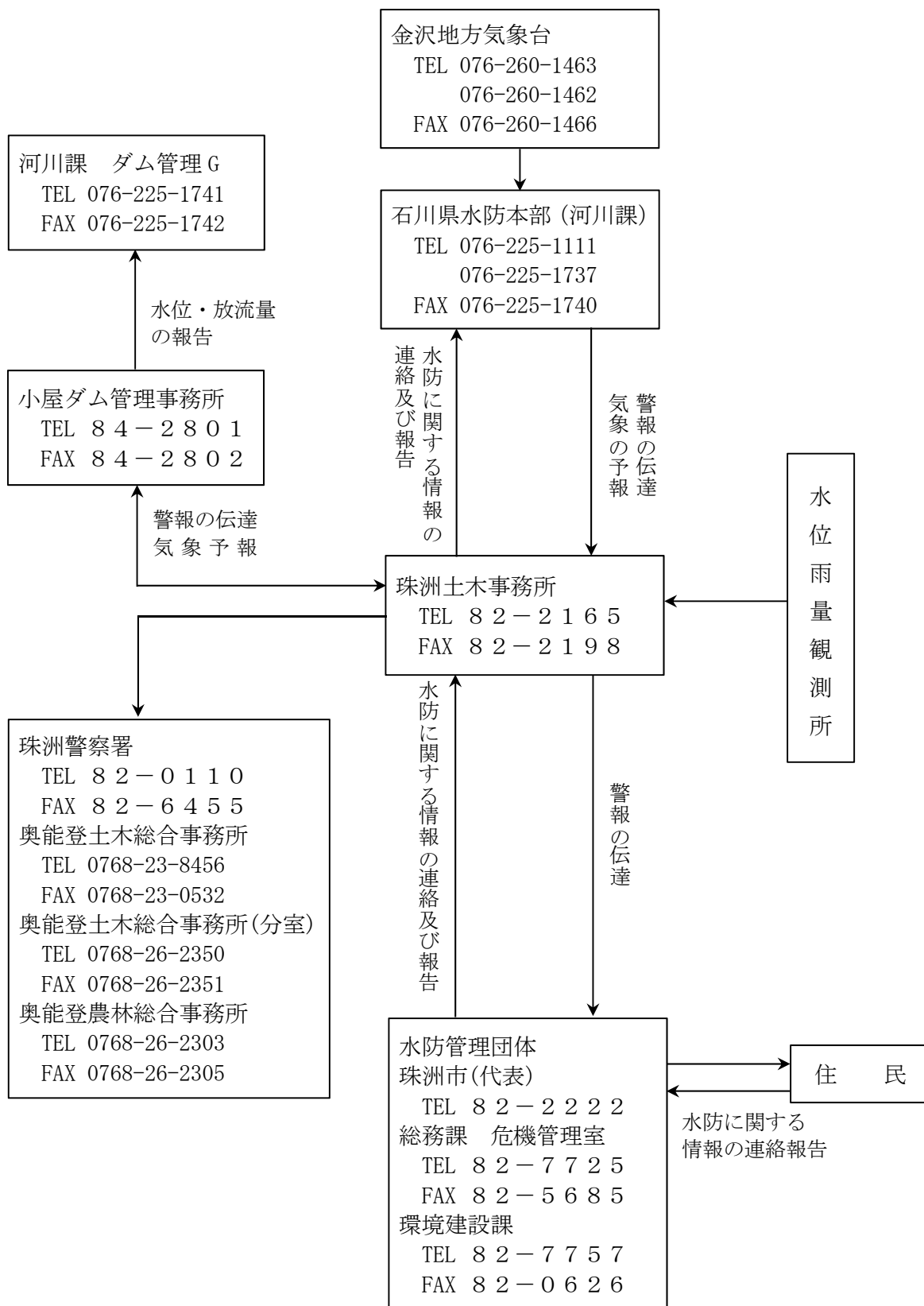
水防本部は、水害の防止および軽減についての活動が、他の防災活動と一体になって迅速かつ強力に維持できるよう配備の体制を整えておくものとする。

2. 配備体制の種別、内容及び基準

種別	配 備 の 内 容	配 備 の 基 準
第一次配備体制	情報連絡活動のため、河川班、道路班の人員をもって当たるもので、状況によりさらに高度の体制に移行できる体制をとる。	1 次の各注意報・警報の1以上が珠洲市に発表されたとき。 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮警報 ④津波注意報 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。
第二次配備体制	上記の班のほか、水防本部各班の所要の人員をもって当たり、事態の推移に伴いさらに高度の配備体制に移行できる体制をとる。	1 次の各号の1以上が珠洲市に発表されたとき。 ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報（暴風雪警報含む） ④津波警報 2 台風接近により大雨・洪水注意報に高潮・強風の注意報のどちらかが追加発表されたとき。 3 若山川の各水防団待機水位において、板谷橋 1.10m 又は宇都山 1.8m に達するか又は達するおそれのあるとき。 4 水防警報指定河川以外の河川において、水防活動が予想されるとき。 5 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
第三次配備体制	各班所要の人員をもって当たるもので、状況により協力隊を編成し、速やかに活動ができる完全な体制をとる。	1 管内に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 台風の接近により被害が予測されるとき。 3 気象注意報警報の発表下において、60分雨量 50mm 以上を観測したとき。 4 若山川の各氾濫注意水位において、板谷橋 1.30m 又は宇都山 2.0m に達するか又は達するおそれのあるとき。 5 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
第四次配備体制	上記の班に加え、状況により配備体制を命ぜられた人員をもって当たり、円滑かつ時期を失することなく万全の体制で特別配備体制への移行に備えるとともに、水防活動に迅速かつ高度な指導を行う体制をとる。	1 珠洲市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 若山川の各避難判断水位において、板谷橋 1.50m 又は宇都山 2.7m に達したとき。 3 水防警報指定河川以外の河川において、水位が計画高水位の定めのある河川では計画高水位に達し、また、計画高水位の定めのない河川では堤防高に近接し、相当数の河川で水防活動が必要となったとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
特別配備体制	本部長が水害の発生（予測を含む）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員で迅速かつ高度な体制をとる。	1 雨又は台風を要因とする特別警報が発表されたとき。

※大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報が発表され水害が予想される場合も上表を準拠する。

3. 通信連絡系統図



第4章 重要水防箇所

第1節 水防上の警戒を要する箇所

管内河川の水防上の警戒を要する箇所は次のとおりである。

河川名	注意を要する区域				水防工法	水防団員数 (令和2年4月1日現在)	重要度
	地名	岸	延長	種別			
若山川 (二級河川)	珠洲市野々江町 ～若山町鈴内	左	1,720	堤防高	積土のう工	名 3 団幹部 10 女性団員 14 機能別団員 16 鵜島分団 18 鵜飼 〃 18 上戸 〃 18 飯田 〃 21 若山 〃 20 直 〃 23 正院 〃 19 蛸島 〃 30 三崎 〃 12 日置 〃 22 大谷 〃 22 合計 244	A
	珠洲市飯田町 ～若山町経念	右	1,720	堤防高	積土のう工		A
蛸島川 (準用河川)	珠洲市蛸島町	左	20	堤防高	積土のう工		B
計2河川			m 3,460	A B	3,440m 20m		

第2節 水防上の注意箇所

河川の蛇行等で、寄州・中州等が発生しやすく、河道不安定で河積阻害による水位の上昇の恐れのある箇所は次のとおりである。

河川名	注意を要する区域				水防工法	備考
	地名	岸	延長(m)	予想される危険		
折戸川	珠洲市折戸町	左	200	越流	土のう積	山田橋から折戸大橋まで
栗津川	珠洲市三崎町栗津	両	400	〃	〃	栗津橋からつづめ橋まで
金川	珠洲市岩坂町	両	1,800	〃	〃	岡田川合流地点から終点まで
岡田川	珠洲市正院町岡田	両	1,100	〃	〃	乙谷出橋から県道分岐点まで
若山川	珠洲市若山町経念～中	両	7,550	〃	〃	鈴内橋から砂防指定地下流端まで
竹中川	珠洲市上戸町南方	両	1,900	〃	〃	萩の端橋から終点まで
鵜飼川	珠洲市宝立町柏原	両	1,800	〃	〃	柏原新橋から西方寺橋まで
	7箇所		14,750			

第3節 重要水防箇所の危険度評定基準

重要水防箇所とは、堤防の破堤、河川・海岸からの溢水、氾濫により人命、財産に被害を及ぼすことが想定される箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

1. 河川

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流 下 能 力)	既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所で、重要な被害が予測される箇所	既往洪水流量（2～3年に1回程度）の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所。	
堤 防 断 面	堤防断面や天端幅が、計画又は、上下流に比べて2分の1未満の箇所。	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて不足しているが2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝・洗 堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁等の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。（高潮区間の堤防では計画高潮位）	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 堤跡又は旧川跡の箇所。
河 川 管 理 施 設			出水期に開閉操作が必要な河川管理施設がある箇所。

2. 海岸

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 波・浸 水	波浪や高潮等により越波浸水被害の実績があり、背後地が人家密集等の危険な箇所（人命の被害が主体）	波浪や高潮等により越波浸水被害の恐れがあり、背後地に被害が予想される箇所（財産の被害が主体）	

第4節 重要なダムため池及び水門等

河 川 名	所在地	構造	管理者	操作責任者
小屋ダム	宝立町柏原	ロックフィルダム	石 川 県	珠洲土木事務所長
若山ダム	若山町上山	アースダム	珠 洲 市	産 業 振 興 課 長
岩坂ダム	岩坂町	中心コア型フィルダム	〃	〃
寺家ダム	三崎町寺家・栗津	ロックフィルダム	〃	〃
杉山ダム	三崎町杉山	アースダム均一型	珠洲市土地改良区	大 坂 巖
蛸島大池	蛸島町	アースダム均一型	〃	小 川 力 雄
雁 の 池	三崎町森腰	アースダム均一型	〃	(森腰) 鹿 野 福 夫 (宇治) 畠 口 勤
猿ヶ谷池	正院町岡田	アースダム均一型	〃	鳥 毛 義 正
亀 谷 池	野々江町	アースダム均一型	〃	千 場 隆 一
北方大池	上戸町北方	アースダム均一型	〃	天 満 啓 二

第5節 水門堰

河 川 名	名 称	所 在 地	構 造	管 理 者	操作責任者	摘 要
舟 橋 川	大江頭首工	宝立町南黒丸	ゴ ム 堰	珠洲市土地改良区	八 万 豊	半自動
鵜 飼 川	一 の 堰	宝立町柏原	〃	〃	宇 正 健 司	〃
	二 の 堰	宝立町柏原	角 落 と し	〃	〃	手 動
盤 若 川	刀弥頭首工	宝立町春日野	転倒ゲート	〃	田 中 一 男	半自動
竹 中 川	二 つ 堰	上戸町南方	角 落 と し	〃	徳 力 秋 夫	手 動
	行仏用水堰	上戸町南方	転倒ゲート	〃	〃	半自動
	稲 泉 堰	上戸町南方	角 落 と し	〃	堤 久 男	手 動
若 山 川	堀切用水堰	若山町大坊	〃	堀切用水組合	中 野 照 富	〃
	懸之用水堰	若山町大坊	〃	珠洲市土地改良区	前 野 長 一	〃
	金 付 川 原 用 水 堰	若山町中田	ゴ ム 堰	〃	北 風 八 紘	半自動
	鹿野頭首工	若山川広栗	転倒ゲート	〃	(農法) きずな	〃
金 川	第 4 用 水	岩坂町	角 落 と し	〃	砂 山 三 郎	手 動
	松の木堰(上)	岩坂町	転倒ゲート	〃	團子石 安喜雄	半自動
紀 の 川	本 裏 堰	三崎町本	転倒ゲート	〃	高前田 利 夫	〃
	大 坊 堰	三崎町内方	ゴ ム 堰	〃	坂 下 豊 志	自 動
	角地高台堰	三崎町伏見	〃	〃	橋 野 幸 吉	半自動

第5章 水位情報の通知及び周知

第1節 水位情報の通知及び周知を行う河川

知事が水位情報の通知及び周知を行う河川(水位情報周知河川)及びその区域は次のとおりである。

河 川 名	区 域	
	起 点	終 点
若 山 川	珠洲市若山町向 定祐橋	海

第2節 水位情報を発表する基準

水位情報周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

- (1) 氾濫警戒情報(避難判断水位到達情報)
対象水位観測所の水位が避難判断水位の達したときに、土木事務所長が発表する。
- (2) 氾濫危険情報(氾濫危険水位到達情報)
対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、土木事務所長が発表する。
- (3) 氾濫発生情報
氾濫が発生したときに、土木事務所長が発表する。

なお、水位情報周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河 川 名	観測所名	地先名	位 置	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	活動対象 水防管理団体
若 山 川	板 谷 橋	飯田町	板谷橋	1.30m	1.50m	1.70m	珠洲市
	宇 都 山	若山町延武	宇都山	2.00m	2.70m	3.40m	

第3節 水位情報の発表者、通報担当者及び受報者

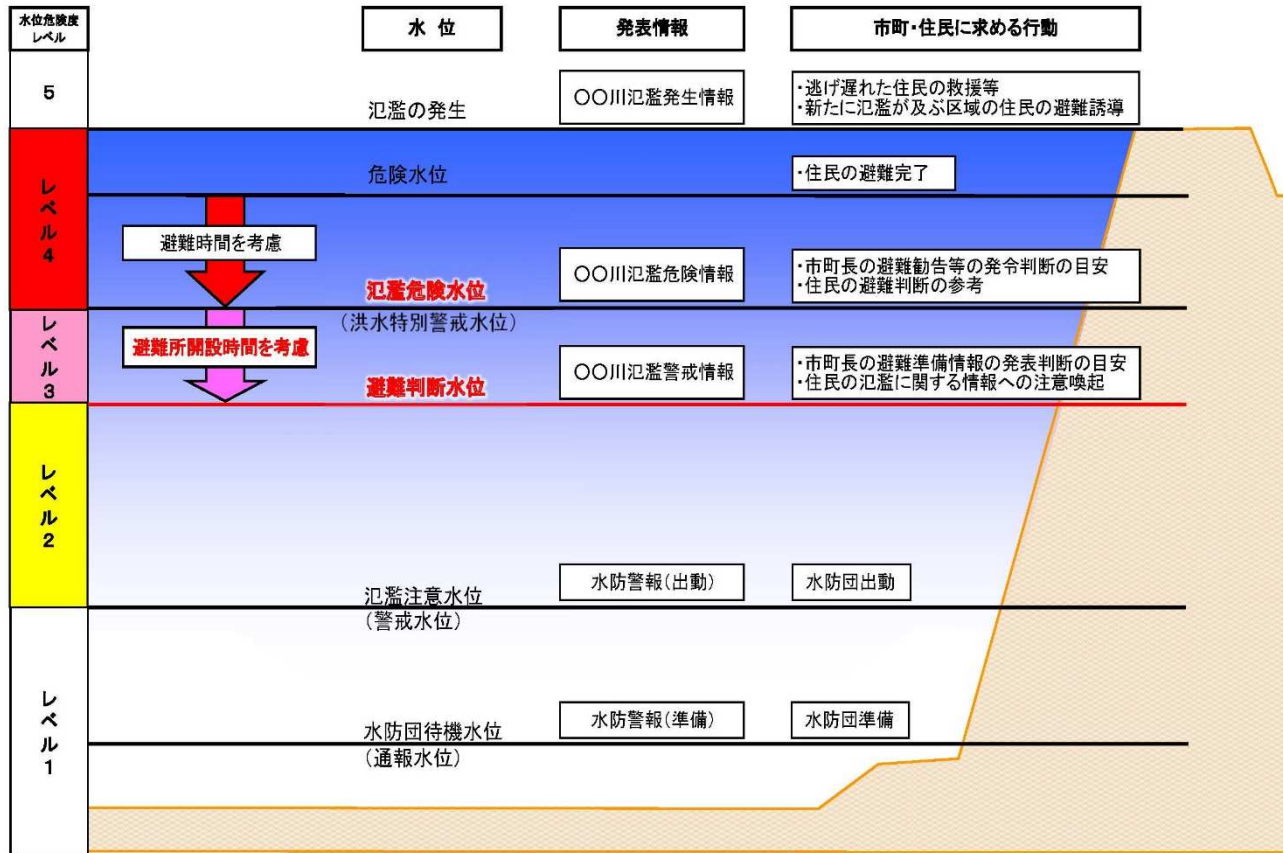
水位情報周知河川における水位情報の発表者、通報担当者及び受報者は次のとおりである。

河 川 名	発 表 者	通報担当者	受 報 者
若 山 川	珠洲土木事務所長	珠洲土木事務所長	珠洲市長 石川県河川課長 石川県危機対策課長

第4節 水位情報を発表する様式

水位情報の発表は、水位情報周知河川水位情報様式(石川県水防計画資料編 86～88 頁)により行う。

【 参 考 図 】



第6章 洪水浸水想定区域

第1節 洪水浸水想定区域の指定

知事が指定した洪水浸水想定区域

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
若山川	珠洲市

第2節 浸水想定区域等での円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域をその区域に含む市防災会議等は、次の措置を講じる。

1. 市防災会議

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について、定めるものとする。（法第15条第1項）

- ①洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を有する者が利用施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

2. 要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令の定めるところにより、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第15条第1項）

3. 浸水想定区域をその区域に含む市長

浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するために、市地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるために、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布、インターネットを使用した提供その他の必要な措置を講じなければならない。（法第15条第3項）

4. 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な非難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱への掲示等による住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。（法第 15 条の 11）

第7章 水 防 警 報

第1節 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものではあるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいと想定される場合は、水防警報を発表しない場合もある。

第2節 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

1. 水防警報を行う河川及びその区域

知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区 域		延 長
	起 点	終 点	
若山川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで	6,780m

2. 水防警報を発表する基準

知事が指定した水防警報河川における発表の基準

知事が指定した水防警報を行う河川において、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか又は氾濫注意水位を超える恐れがあるときには、土木事務所長が水防警報を発表する。ただし、氾濫注意水位に達していても発表しないことがある。この場合は理由を付し関係水防管理団体へ通知する。

なお、知事が指定した水防警報を行う河川における警報発表の対象水位観測所及び氾濫注意水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機 水 位	氾濫注意 水 位	活動対象 水防管理団体
若山川	板谷橋	飯田町	板谷橋	1.10m	1.30m	珠洲市
	宇都山	若山町延武	宇都山	1.80m	2.00m	

3. 水防警報発表の段階

(1) 知事が指定した水防警報を行う河川における発表の段階及び水位・雨量基準

(ア) 段階

段階	内 容
準備	水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。

出動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。
状況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

(イ) 各段階の水位基準

河川名	観測所名	準 備	出 動	状 況	解 除
若山川	①板谷橋 ②宇都山	氾濫注意水位に達するか又は達する恐れがあるとき ①1.10m～1.30m ②1.80m～2.00m	なお上昇の恐れがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき

(2) 地震による発表

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

4. 水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

知事が水防警報を行う河川における発表者、通報担当者及び受報者

河 川 名	発 表 者	通報担当者	受 報 者
若 山 川	珠洲土木事務所長	珠洲土木事務所長	珠洲市長 石川県河川課長 石川県危機対策課長

第3節 津波に関する水防警報

1. 水防警報を行う河川及びその区域

津波に関する水防警報を行う河川及びその区域については、洪水、高潮により知事が指定した水防区域とする。

2. 水防警報を発表する基準及び段階

知事が指定した水防警報を行う河川において、津波により水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とする時には、土木事務所長が水防警報を発表する。

種 類	発表基準	内 容
待機・準備	津波警報が発表されるなど、必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で、待機・準備する必要がある旨を警告するもの。
出 動	津波警報が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

解 除	巡視等により、被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸・河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。
-----	--	-----------------------

気象庁から津波警報が発表された後等、水防警報の受伝達に時間を要すること、並びに、地震の影響により通信手段が途絶することがあり得ることから、初動は水防警報（待機・準備）が発表されているとみなし、津波警報が発表された段階等で、各水防団においては報道機関等の情報入手につとめつつ、安全を確保し体制を整えていくものとする。

県及び市町は、水防団員等の避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されていることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、住民等の海浜からの避難や災害時要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

3. 水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

津波に関する水防警報の発表者、通報担当者及び受報者については、洪水・高潮時に関する水防警報と同様とする。

4. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来するまで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第4節 水防管理団体の役割

1. 水防団及び消防機関の出動

水防警報の受報した水防管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関に出動の準備又は出動をさせるものとする。

2. 水防活動実施状況の報告

水防管理者は、巡視出動状況、作業状況、被災状況を水防活動状況報告様式により、珠洲土木事務所を経由して県水防本部に報告するものとする。

3. 避難情報の周知

水防警報を受報した水防管理者は、地域の居住者等に対し、必要に応じ避難準備情報等の避難活動に必要な情報を周知するよう努めるものとする。

第8章 水 防 活 動

第1節 雨量・水位の観測・通報及び公表

雨量及び水位は、「石川県河川総合情報システム」（以下、河川総合情報システムという。）により常時観測し、インターネット等で公表していることから、関係機関では原則として防災情報等により自主的に降雨及び水位情報を把握しなければならない。水防管理団体においては、河川総合情報システム等により常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。河川総合情報システムのほかに、気象台や北陸地方整備局のレーダー雨量や降水ナウキャストなど各種の防災気象情報が提供されており、これら防災気象情報を活用し、状況の把握に努めるものとする。

1. 雨量の通報

土木事務所は、常に的確な気象状況の把握に努めなければならない。また、次の通報要領により、遅滞なく水防管理団体及び水防本部（河川課）に通知するものとする。なお、河川総合情報システムにより通報があったものとみなす。

2. 通報要領

① 雨量の記録及び通報の基準

- ア 大雨注意報、又は大雨警報が発令中のとき。
- イ 雨が降り始めてから1時間に20mm以上、3時間に40mm以上若しくは24時間に80mm以上に達したとき。

② 雨量通報の要領

- ア 降り始めの時刻とそれまでの累計雨量
- イ 毎時毎に時間雨量
- ウ 降り止んだ時刻

3. 水位の通報

土木事務所は、管内の観測所で水防団待機水位に達したとき以降は、水防管理団体に連絡して、相互に監視を強化するとともに、次の通報要領に従い、河川水位情報様式により遅滞なく、県水防本部（河川課）に電子メール又はファックスにて報告しなければならない。なお、河川総合情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。

また、管内の観測所で避難判断水位及び氾濫危険水位に達したときは、遅滞なく水位情報周知河川水位情報様式により、市及び水防本部（河川課及び危機管理班）その他関係機関に電子メール又はファックスにて通知しなければならない。

4. 水位の通報要領

- ① 水防団待機水位に達したとき、及び減水し同水位に復したときの時刻
- ② 氾濫注意水位に達したとき、及び減水し同水位に復したときの時刻

- ③ 避難判断水位に達したとき、及び減水し同水位に復したときの時刻
- ④ 氾濫危険水位に達したとき、及び減水し同水位に復したときの時刻
- ⑤ 付近堤防高に達したときの時刻
- ⑥ 氾濫注意水位を超えている期間の毎時毎の水位

第2節 水防団及び消防機関の出動

水防管理者は、次に示す基準により水防団及び消防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、水防団及び消防機関の水防活動を適切に行わせるものとする。また、河川総合防災システム等により常時水位・雨量情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

1. 出動準備

石川県水防計画で定められた出動準備基準によるほか次の場合、水防管理者は水防団及び消防機関に出動準備をさせるものとする。

- (1) 洪水予報が発せられたとき、又は石川県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあると予想される時。
- (2) 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき、及びその他水防上必要と認められるとき。

2. 出 動

石川県水防計画で定められた出動基準によるほか次の場合、水防管理者は水防団及び消防機関を出動させるものとする

- (1) 石川県水防計画に定められた水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき及び干拓堤防、ため池、用排水路に危険のおそれがあるとき。
- (2) 潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、或いは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (3) 局所的な豪雨があった場合等、急激な水位の上昇が予想される時。
- (4) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

第3節 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設、ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。河川管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇

所、その他認める箇所への巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立ち合い又は共同で行うことができるものとする。

2. 出水時

水防管理者は、台風等、今後大きな被害が予想されるときには、時間的に余裕を十分考慮して河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに河川、海岸等の管理者に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水が溢れる恐れがある箇所の水位・潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側又は海側堤防斜面での水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 住居地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- ⑦ その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

3. 地震後巡視

震度4以上の地震が発生した場合、各施設の管理者及び水防管理者は、必要に応じ関係河川・海岸堤防、津波防護施設、ため池等について巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、前記に準じ関係機関に連絡するものとする。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂、及び欠け崩れ
- ② 表法で水当たりの強い場所の亀裂、又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状
- ⑦ その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

ため池については①～⑥のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ・取水口の閉塞状況
- ・流域の山崩れの状況
- ・流入水並びにその浮遊物の状態
- ・余水吐及び放水路付近の状態
- ・重ねため池の場合のその上部ため池の状態
- ・樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

第4節 河川管理施設等及び許可工作物の操作等

1. 河川管理施設

水門、陸閘等の河川管理者は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報等が発表された後は水位の変更を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。また、上流部での雨量、水位も参考に、迅速・確実な河川管理施設の操作を行うこととし、操作要領を整備する。

2. 許可工作物

許可を受けて河川に設置した工作物の管理者（操作責任者を含む。）は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報が発表された後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

管理者は、毎年出水期に先立ち、門扉の開閉操作等について支障ないように点検整備を行わなければならない。

3. 水門、こう門、えん堤、ため池等施設

水門、こう門、えん堤、ため池等管理者（操作責任者を含む）は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報等が発表された後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。また、上流部での雨量、水位も参考に、迅速・確実な施設の操作を行うこととし、操作要領を整備する。

前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の開閉操作等について支障ないように点検整備を行わなければならない。

4. 河口部・海岸部における操作

河口部・海岸部の水門、陸閘等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には操作員の安全確保のための直接操作させないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第5節 水防作業

水防作業を行うにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等も考慮して、有効かつその付近で使用材料が得やすい水防工法を選択する。

その際、水防作業従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるように努めなければならない。

第6節 避難の勧告又は指示の実施

1. 市長

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市長はこれらの指示

等を行ったときは速やかに珠洲土木事務所に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。（災害対策基本法第 60 条）

2. 水防管理者（市長、水防事務組合の管理者若しくは長）

水防管理者は、洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない（法第 29 条）

3. 避難勧告等の判断基準の策定

市長は、避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定するとともに必要に応じて見直すよう努めるものとする。この場合、雨量・河川の水位等（水防、土砂災害に関する情報を含む）の具体的判断基準を導入するよう努める。また、局地的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。

また、県は市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

4. 避難勧告等の時期

市長は、避難勧告等を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民は自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に則した早期発令に努める。

第 7 節 決壊等の通報及び決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長あるいは水防協力団体の代表者は直ちにその旨を関係機関（県総合事務所、土木総合事務所・土木事務所、農林総合事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者等）に通報し、（法第 25 条）水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。（法第 26 条）

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

県総合事務所、土木総合事務所・土木事務所又は農林総合事務所は、前記の通報を受けた時はこの旨を県水防本部、警察、その他必要な機関に連絡するものとする。

また、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第 8 節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮、津波の

恐れがなくなったときには、水防団及び消防機関に水防解除を命じるものとする。また、その旨を一般住民に周知するとともに土木総合事務所・土木事務所を経由して県水防本部に通報するものとする。

第9節 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに水防実施状況報告による各事項をとりまとめ、土木総合事務所・土木事務所を経由して県水防本部に報告するものとする。土木総合事務所・土木事務所は管内の水防実施報告書を添付して県水防本部へ速やかに提出するものとする。

第9章 水防時に通報すべき観測所

1. 水防時に通報すべき県の雨量観測所一覧表

水系名	観測所名	所在地	観測員（通報先）	計器種類
若山川	珠洲土木	珠洲市野々江町	珠洲土木事務所(珠洲土木)	テレメーター
〃	上黒丸	珠洲市若山町上黒丸	〃	〃
折戸川	東山中	珠洲市東山中町	〃	〃
鵜飼川	小屋ダム	珠洲市宝立町柏原	〃	〃
〃	泥ノ木	珠洲市宝立町大町泥ノ木	〃	〃
大谷川	鯉恋橋	珠洲市大谷町	〃	〃
金川	正院	珠洲市正院町正院	金沢地方気象台(珠洲土木)	〃
計	7箇所			

2. 水防時に通報すべき県の水位観測所一覧表

河川名	観測所名	所在地	観測員	通報先	観測方法	付近の堤防高	水位の状況			計器種類
							平均水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	
若山川	板谷橋	飯田町	珠洲土木事務所	珠洲土木	常時	3.50	0.70	1.10	1.30	テレメーター
〃	宇都山	若山町宇都山	〃	〃	〃	3.90	0.50	1.80	2.00	〃
金川	弥長司橋	熊谷町	〃	〃	〃	3.60	0.50	1.60	2.20	〃
折戸川	山田橋	折戸町	〃	〃	〃	2.60	0.50	1.00	1.50	〃
紀の川	塚田橋	三崎町本	〃	〃	〃	2.40	0.50	1.60	2.00	〃
大谷川	鯉恋橋	大谷町	〃	〃	〃	3.00	0.50	1.30	1.80	〃
鵜飼川	柏原橋	宝立町柏原	〃	〃	〃	3.20	0.50	1.60	2.00	〃
計	7箇所									

3. 地震の観測所

(気象庁)

震度発表名称	震 度 計 所 在 地	通 報 先	摘 要
珠洲市三崎町	珠洲市三崎町小泊 3 3 字 7	石川県ほか	

注：(1) 地域名は「震度速報」

地域名は「震源・震度に関する情報」、深度発表名は「各地の震度に関する情報」としてそれぞれ情報に用いる。

(2) 平成 10 年 10 月 15 日から上記以外の地方公共団体の震度データも含めて発表している。

(3) 「石川県震度情報ネットワークシステムにおける震度計設置一覧表」参照

4. 石川県震度情報ネットワークシステムにおける震度計設置箇所

気象庁震度発表名	震 度 計 所 在 地	震 度 計 設 置 者	備 考
珠洲市正院町	珠洲市正院町正院 2 - 1 - 3	防災科学技術研究所	
珠洲市大谷町	珠洲市大谷町 1 - 7 8	防災科学技術研究所	

第10章 土砂災害対策

第1節 土砂災害警戒情報

1. 目的

土砂災害警戒情報は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、本部長が防災活動や住民等への避難勧告発令等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援することを目的としており、県砂防課と金沢地方気象台が共同で発表するものである。

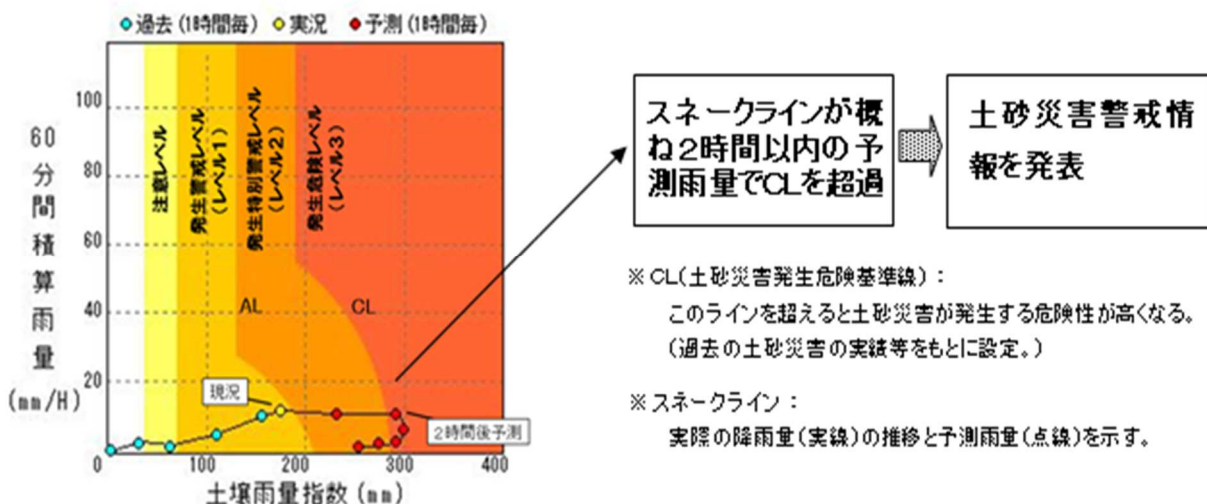
なお、大雨特別警報（土砂災害）または大雨警報（土砂災害）発表後の発表となることから、土砂災害の危険性が最も高いことを示す情報であり、避難勧告等発令の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられている。

2. 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、石川県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達するときに行うものとする。

具体的には、大雨特別警報（土砂災害）または大雨警報（土砂災害）発表後、実際の降雨量とレーダー観測により予測される降雨量から分析した雨量と、地面に含む水分量（土壌雨量指数）から求めた計算値（スネークライン）が、地域ごとに設定してある土砂災害発生危険基準線（CL）を概ね2時間以内に超えると判定されたとき、県砂防課と金沢地方気象台が協議のうえ、市町単位で発表するもの。

なお、土砂災害情報システム（SABO アイ）の警戒避難基準雨量判定システムで確認できる。



【土砂災害情報システム(SABO アイ) アドレス : <http://sabo.iw.ishikawa.asp.lgwan.jp/sabo/>】

3. 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う

ものとする。

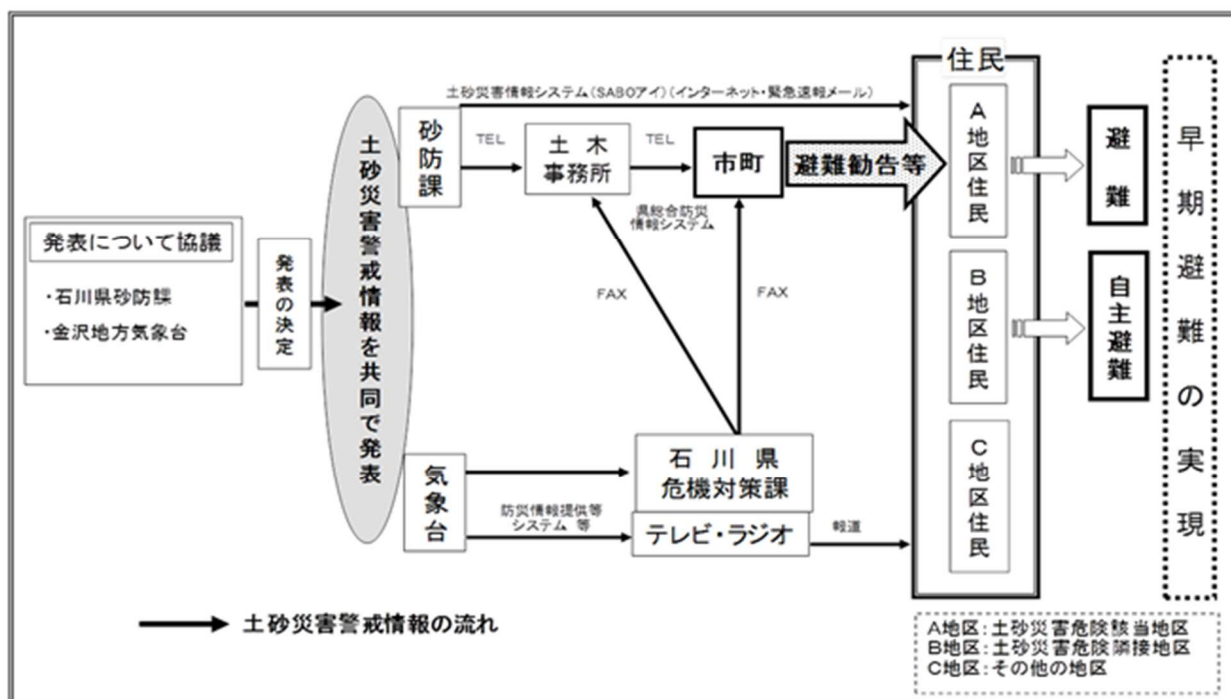
スネークラインが土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想され、パトロールや情報収集等により、今後新たに広範囲な土砂災害が発生する恐れが無いと見込まれるときに解除するものとする。

4. 土砂災害警戒情報の伝達

（１）伝達系統

土砂災害警戒情報の運用については、市町への伝達として、石川県危機対策課から市防災部局へFAX及び県防災情報システム、珠洲土木事務所から電話を用いて行われる。また、住民等への伝達として、県の土砂災害情報システム（インターネット、自動配信の緊急速報メール）等や、市防災無線等を用いて行うものとする。

土砂災害警戒情報（発表時）の連絡系統図



（２）補足情報の提供（防災基本計画 第2編 第2章 第1節 第1項）

県は、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

補足情報については、土砂災害警戒情報の発表時点から土砂災害危険度判定が極めて危険、または非常に危険となるメッシュに該当する具体的な地区名称を、土砂災害情報システム（SABOアイ）に掲載するとともに、市に対して自動の送信のFAXにて情報を提供するものとする。

第2節 警戒避難体制の整備等

1. 事前の準備等

土砂災害警戒区域等における避難勧告等の発令単位を事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土

砂災害警戒情報を補足する情報等を用いて、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域に避難勧告等を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すると共に、必要に応じて見直すこととする。

2. 土砂災害警戒情報における避難情報発令地区一覧（土砂災害緊急速報メール発令単位）

	地 区 名				
三 崎	三崎町雲津	三崎町細屋	三崎町小泊	三崎町二本松	三崎町伏見
	三崎町杉山	三崎町本	三崎町内方	三崎町高波	三崎町引砂
	三崎町宇治	三崎町森腰	三崎町栗津	三崎町大屋	三崎町寺家
若 山	若山町南山	若山町洲巻	若山町上山	若山町白滝	若山町中
	若山町大坊	若山町向	若山町中田	若山町北山	若山町上黒丸
	若山町経念	若山町出田	若山町吉ヶ池	若山町二子	若山町宗末
	若山町延武	若山町火宮	若山町古蔵	若山町上正力	若山町宇都山
	若山町鈴内	若山町広栗			
上 戸	上戸町南方	上戸町寺社	上戸町北方		
正 院	正院町岡田	正院町川尻	正院町正院	正院町小路	正院町飯塚
大 谷	真浦町	仁江町	清水町	片岩町	長橋町
	大谷町	馬縹町	笹波町	石神町	高屋町
蛸 島	蛸島町				
直	岩坂町	野々江町	熊谷町		
日 置	唐笠町	東山中町	折戸町	川浦町	狼煙町
	新狼煙町				
飯 田	飯田町				
宝 立	宝立町馬渡	宝立町柏原	宝立町宗玄	宝立町大町泥ノ木	宝立町鶴島
	宝立町南黒丸	宝立町黒峰	宝立町鶴飼	宝立町春日野	宝立町金峰寺

3. 避難のための立退きの指示等

大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表された場合において、当該地域住民の生命又は身体を土砂災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する必要がある。

なお、避難勧告等を発令した場合は、県危機対策課に報告するとともに、県総合防災システムに入力するものとする。

4. 要配慮者利用施設への支援

土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設等に対しての情報伝達方法は、珠洲市地域防災計画第6編通信施設・設備 資料編－124 情報伝達体制を基本とした伝達方法とする。

第3節 緊急調査及び土砂災害緊急情報

人家おおむね10戸以上に急迫した危険が予想される大規模な土砂災害の対応を円滑かつ的確に行うことを目的に、国又は県は、重大な土砂災害が想定される地区および時期を明らかにするために必要な緊急調査を実施し、市が適切に住民の避難指示を行えるよう、土砂災害緊急情報を通知・周知するものとする。

(1) 国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害とは

ア. 河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流

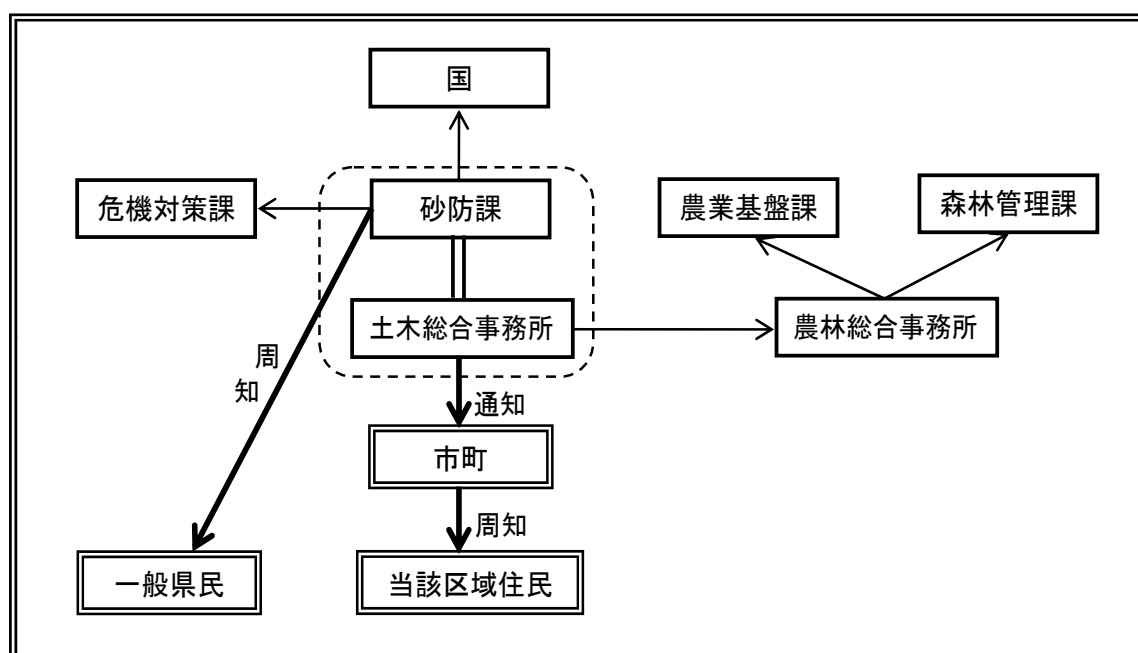
イ. 河道閉塞による湛水

ウ. 火山噴火に起因する大規模な土石流

(2) 県が通知及び周知を行うその他の土砂災害とは大規模な地すべりをいう。

なお、緊急調査に該当しない土砂災害の対応についても、従来通り適切な対応を講ずるものとする。

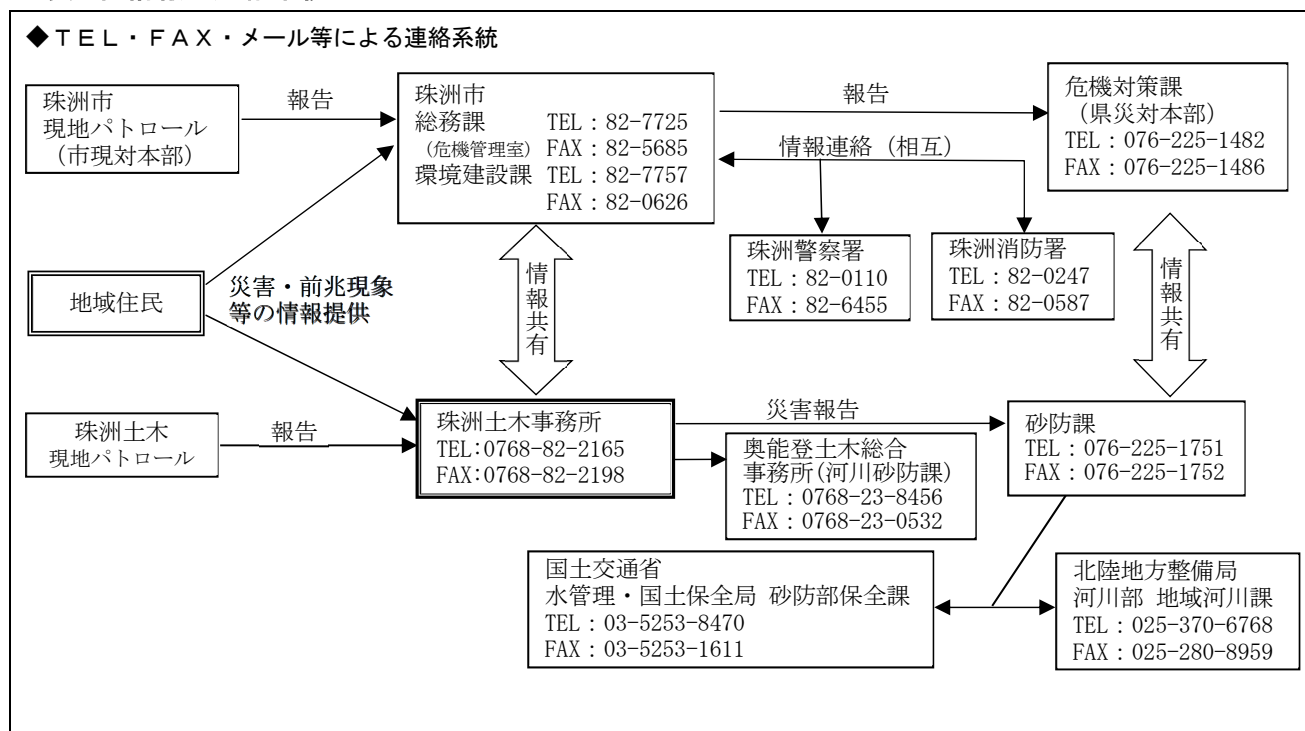
土砂災害緊急情報の運用図



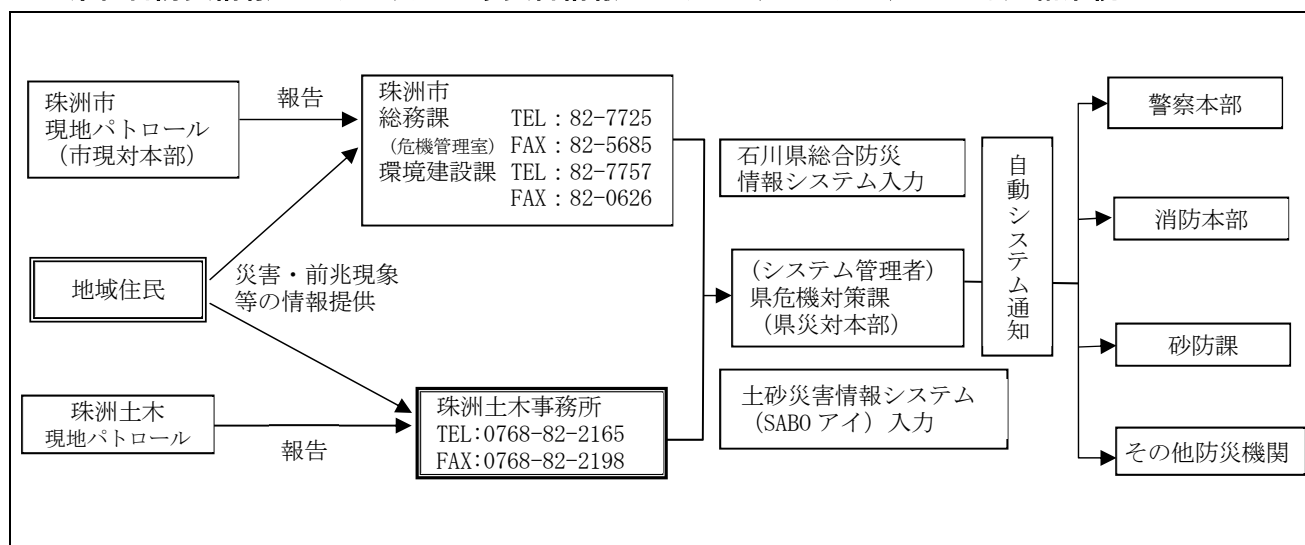
第4節 巡視及び点検

土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の危険性が高まった地域について、土砂災害あるいはその前兆現象等の情報収集を行い、その情報を受けた場合には現地の巡視及び点検を実施し、土木事務所との情報共有を図る。土砂災害に関する情報を入手した場合には、県危機対策課に報告するものとする。

土砂災害情報の連絡系統図



石川県総合防災情報システム及び土砂災害情報システム (SABO アイ) による連絡系統



砂防指定区域一覧表（国土交通省所管）

水 系 名	指定年月日	面積 (ha)	水 系 名	指定年月日	面積 (ha)
若 山 川	S 26. 10. 13	88. 03	中 谷 内 川	S 35. 10. 4 S 41. 6. 6 H 2. 3. 9	25. 40
	S 29. 12. 8		大 谷 川	S 42. 3. 22	12. 32
	S 35. 10. 14 S 42. 3. 22 S 42. 12. 28 S 59. 12. 6 H 4. 2. 25		千 谷 川	S 19. 8. 23 S 35. 10. 14 S 59. 12. 6	12. 40
吉 原 川	S 35. 10. 14 S 44. 3. 11 H 4. 2. 25	36. 86	鷺 尻 川	S 19. 8. 28	1. 00
			真 浦 川	S 35. 10. 14	32. 50
北 山 川	S 35. 10. 14 S 42. 3. 22	34. 15	洲 崎 川	S 19. 8. 28	2. 00
洲 巻 川	S 35. 10. 14 S 38. 9. 3	20. 38	小 鮎 山 川	S 45. 7. 6	2. 14
藤 六 谷 川	S 39. 2. 21	6. 40	折 戸 川	S 46. 7. 24	2. 70
二 子 川	S 35. 10. 14	26. 00	名 ヱ 谷 川	S 46. 12. 8	6. 50
悪 田 川	S 37. 11. 16	4. 30	大 坊 川	S 47. 2. 1 H 15. 2. 13	7. 69
藤 原 川	S 19. 8. 28 S 39. 2. 21	9. 60	淵風呂谷川	S 47. 2. 1	4. 40
笹 波 川	S 37. 10. 25 H 元. 10. 6	6. 12	舟 橋 川	S 48. 1. 23	8. 00
山 田 川	S 29. 12. 6 S 62. 3. 16	3. 60	灰 庭 川	S 49. 1. 21	9. 60
孫 四 郎 川	S 19. 8. 28	0. 70	鈴 内 川	S 50. 5. 16	20. 10
鵜 飼 川	S 36. 10. 12 S 54. 5. 21	11. 09	木 の 浦 川	S 51. 12. 11	1. 32
長 谷 川	S 42. 12. 28	2. 54	鍛 冶 川	S 55. 8. 19	1. 38
盤 若 川	H 5. 11. 8 H 9. 6. 10	88. 37	計	30 箇所	487. 59ha

急傾斜地指定区域（国土交通省所管）

区 域 名	指定年月日	面積 (ha)	所 在 地	備考
折戸	S48. 6. 8	2.30	折戸町	
川浦	S48. 6. 8	6.90	川浦町	
上浜	S50. 3. 28	1.99	大谷町上浜	
寺家	S51. 1. 31	1.80	三崎町寺家(塩津)	
真浦	S51. 12. 14	0.60	真浦町	
鵜島	S53. 7. 21	0.90	宝立町鵜島	
狼煙	S54. 9. 4	1.15	狼煙町	
大谷東西	S54. 9. 4	2.10	大谷町大谷	
真浦 2 号	S61. 9. 9	3.40	真浦町	(拡大)
	H 6. 2. 22	0.58		
飯田春日	S55. 12. 19	0.66	飯田町	
大谷後町	S59. 4. 20	1.45	大谷町	
小泊	S59. 4. 20	1.54	三崎町小泊	
寺家 2 号	S63. 4. 15	1.90	三崎町寺家	
高屋	H 1. 3. 24	4.00	高屋町	
大浜	H 5. 3. 31	1.50	三崎町寺家(大浜)	
中	H 6. 2. 22	1.60	若山町中	
狼煙新町	H 7. 3. 31	2.37	狼煙町	
飯田城山	H11. 9. 24	1.26	飯田町	
火宮	H12. 5. 2	0.76	若山町火宮	
大浜 2 号	H12. 5. 2	1.53	三崎町寺家(大浜)	
火宮 2 号	H14. 8. 20	1.45	若山町火宮	
上浜 2 号	H16. 1. 23	2.10	大谷町上浜	
馬渡	H16. 11. 19	3.75	宝立町馬渡	
大谷 1 号	H20. 2. 12	2.20	大谷町	
脇田谷内 1 号	H26. 3. 14	0.76	若山町出田	
飯塚	H26. 3. 14	4.52	正院町飯塚	
2 6 箇所		55.04		

地すべり防止指定区域（国土交通省所管）

区 域 名	指定年月日	面積 (ha)	所 在 地	備 考
真 浦	S36. 5. 19	32. 50	真浦町	
	S57. 3. 27	40. 40	真浦町	(拡大 2 次)
	S62. 3. 16	43. 30	真浦町	(拡大 3 次)
	H 2. 3. 31	82. 04	真浦町	(拡大 4 次)
清 水	S36. 5. 19	9. 80	清水町	
	S44. 6. 3	19. 07	清水町、仁江町	(拡大分 2 次)
	H 2. 3. 31	41. 15	清水町	(拡大 3 次)
中谷内	S36. 5. 19	21. 50	大谷町中谷内	
	S48. 2. 14	39. 10	大谷町中谷内	(拡大 2 次)
	S58. 3. 31	64. 90	大谷町中谷内	(拡大 3 次)
	H19. 6. 26	38. 75	大谷町中谷内	(拡大分 4 次)
上黒丸	S36. 5. 19	76. 50	若山町上黒丸	
	S44. 6. 3	20. 15	若山町上黒丸、上山	
二 子	S36. 5. 19	26. 00	若山町二子、上黒丸	
北 山	S36. 5. 19	33. 00	若山町北山	
洲 巻	S36. 5. 19	17. 00	若山町洲巻	
	S40. 10. 5	22. 30	若山町洲巻	(拡大分 2 次)
笹 波	S37. 3. 1	34. 90	笹波町	
	S40. 10. 5	36. 80	笹波町	(拡大分 2 次)
	S48. 3. 28	46. 00	笹波町	(拡大分 3 次)
土 口	S37. 3. 1	6. 52	大谷町土口	
白 滝	S37. 3. 1	9. 40	若山町白滝	
長 橋	S37. 10. 30	26. 30	長橋町中村	
高 屋	S38. 2. 19	42. 60	高屋町	
	S43. 3. 30	13. 90	高屋町	(拡大分 2 次)
折 戸	S38. 8. 28	29. 60	折戸町新保出	
	S44. 6. 3	30. 56	折戸町木ノ浦	(拡大分 2 次)
小鮒山	S41. 8. 5	30. 30	大谷町小鮒山	
南 山	S41. 8. 5	44. 60	若山町南山	
末光山	S42. 4. 25	39. 70	長橋町末光宇山	
宗 末	S43. 3. 30	36. 50	若山町宗末	
吉ヶ池	S43. 3. 30	34. 50	若山町吉ヶ池、二子	
寺 家	S44. 6. 3	11. 75	三崎町寺家下出	
	S45. 10. 8	5. 61	三崎町寺家川上本町	(拡大分 2 次)
森 吉	S53. 3. 9	11. 70	大谷町森吉	
洲 崎	H 8. 3. 18	33. 87	折戸町洲崎	
清水東	H11. 8. 16	5. 06	清水町	
川 浦	H11. 8. 16	5. 57	川浦町	
鈴 内	H15. 3. 28	5. 55	若山町鈴内	
泥の木	H15. 3. 28	13. 24	宝立町泥の木	
東山中町	H25. 8. 8	54. 94	東山中町	
狼煙	H26. 10. 24	7. 50	狼煙町	
27箇所		1, 038. 76		

農地地すべり防止区域（農林水産省所管）

地 区 名	位 置			指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号
	郡 市	町 村	字			
角 間	珠 洲	大 谷	角 間	151.15	S34. 3. 31	302
仁 江	〃	仁 江	大 山	24.00	S37. 8. 27	1118
西 谷	〃	大 谷		100.50	S41. 5. 10	562
片 岩	〃	片 岩		45.71	S45. 3. 27	404
				46.41	S47. 3. 22	429
泊	〃	馬 縹	泊	31.41	S45. 3. 27	406
仲 平 山	〃	馬 縹	仲平山	24.50	S52. 3. 26	302
北 山 東	〃	若 山	北 山	33.80	S52. 3. 26	302
折 戸 南	〃	折 戸		38.70	S59.12.13	2403
岩 坂	〃	岩 坂		12.70	S60. 3. 30	488
岡 田 北	〃	正 院	岡 田	93.70	H 2. 3. 29	466
笹 波 南	〃	笹 波	笹 波	135.76	H 6.11. 9	1516
唐 笠・灰 庭	〃	唐 笠	唐 笠	141.69	H 6.11. 9	1517
岡田北第2地区	〃	正 院	岡 田	75.14	H 9. 3. 25	429
計	13 箇所			955.17	ha	

地すべり防止区域（林野庁所管）

区 域 名	所 在			指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号
	郡 市	町 村	字			
上 正 力	珠 洲	若 山		49.23	S34. 5. 23	456 号
馬 縹	〃	馬 縹		153.85	S34. 5. 23	456 号
					S48. 3. 24	718 号
東 山 中	〃	東山中		30.93	S34. 5. 23	456 号
二 子 山	〃	若 山	二 子	38.53	S38. 5. 18	669 号
					S63. 6. 23	879 号
鰐 崎	〃	馬 縹	鰐 崎	73.24	〃	〃
上 戸	〃	上 戸	北 方	9.78	〃	〃
唐 笠	〃	唐 笠		56.98	S45.12.18	1,908 号
内 山	〃	若 山	内 山	32.00	〃	〃
上 戸 石 坂	〃	上 戸	南 方	94.00	S48. 3. 21	711 号
藤 尾	〃	清 水		105.36	〃	〃
計	10 箇所			643.90	ha	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
1	野々江町	野々江町川	土石流	○	○	I - 1001	緑丘中学校
2	若山町 出田	脇田谷内 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92290	飯田保育所
3		脇田谷内 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92300	
4		出田山岸 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92560	
5		出田山岸 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92310	
6	宝立町 鶴島	鶴島 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92080	
7	宝立町 宗玄	宗玄	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92060	
8	大谷町	土口川 2 号	土石流	○	○	I - 1011	大谷小中学校
9		大谷川	土石流	○	○	I - 1012	
10		八谷川	土石流	○	○	I - 1013	
11	大谷町	大谷 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92550	
12		大谷 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92570	
13		大谷	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92070	
14	正院町 飯塚	飯塚川	土石流	○	○	II - 0770	
15		飯塚	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93060	
16	若山町 火宮	火宮 2 号	急傾斜地の崩壊	○		I - 92420	若山保育所
17		火宮	地すべり	○		I - 42	
18	若山町 上黒丸	上黒丸	地すべり	○		I - 36	やまびこデイサービスセンター
19	宝立町 春日野	大畠	地すべり	○		I - 50	
20	東山中町	東山中	地すべり	○		I - 10	
21	上戸町 北方	北方	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92250	
22	飯田町	飯田春日 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92280	
23	三崎町 栗津	栗津	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93230	
24	折戸町	折戸 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93350	
25	岩坂町	岩坂 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93110	
26		岩坂 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93080	
27		岩坂 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93100	
28		岩坂 4 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92250	
29		岩坂 5 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92260	
30		岩坂 6 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92270	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒区域	特別警戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
31	岩坂町	岩坂 7 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92530	
32		岩坂 8 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92630	
33		岩坂町 1	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92070	
34		岩坂町 2	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92080	
35		岩坂町 3	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92090	
36		岩坂川 1 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0167	
37		西岩坂川	土石流	○		Ⅱ- 0768	
38		東岩坂川	土石流	○	○	Ⅱ- 0767	
39	熊谷町	岩坂川 2 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0168	
40		熊谷川	土石流	○	○	Ⅲ- 0166	
41	三崎町 小泊	小泊	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93010	
42	三崎町 森腰	井田	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93220	
43	三崎町 杉山	大畑	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93030	
44	三崎町 大屋	大屋	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93210	
45	三崎町 伏見	伏見 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92500	
46		伏見 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92510	
47	若山町 宇都山	宇都山	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93190	
48		宇都山川	土石流	○	○	Ⅰ- 1003	
49	若山町 延武	延武	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93180	
50		延武	地すべり	○		Ⅰ- 41	
51		延武川	土石流	○	○	Ⅰ- 1002	
52		延武川	土石流	○	○	Ⅰ- 1002-2	
53	若山町 火宮	火宮	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93170	
54	若山町 経念	経念	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92330	
55		経念 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92370	
56		経念山岸	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93150	
57		経念	地すべり	○		Ⅰ- 43	
58		経念山岸川	土石流	○	○	Ⅱ- 0758	
59	若山町 古蔵	古蔵	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92380	
60	若山町 向	向	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92400	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
61	若山町 向	大美和川	土石流	○	○	Ⅱ- 0761	
62	若山町 広栗	広栗	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93090	
63		広栗 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92540	
64		広栗 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92550	
65		広栗川	土石流	○	○	Ⅲ- 0165	
66		鍋床池川	土石流	○	○	Ⅲ- 0164	
67	若山町 出田	出田山岸 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92320	
68		出田山岸 4 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92570	
69		出田山岸 5 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92580	
70		出田山岸 6 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92590	
71		出田下山岸川	土石流	○	○	Ⅲ- 0163	
72	若山町 大坊	大坊	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92410	
73		大坊	地すべり	○		Ⅰ- 40	
74	若山町 中田	中田	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92340	
75	若山町 鈴内	二の谷 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93120	
76		鈴内 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92290	
77		鈴内 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92300	
78		鈴内 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92310	
79		鈴内山岸	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93140	
80		鈴内川岸 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92320	
81		鈴内川岸 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92330	
82		鈴内中央 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92340	
83		鈴内中央 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92350	
84		鈴内中央 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92360	
85		鈴内	地すべり	○		Ⅰ- 44	
86		コウヰヤ川	土石流	○	○	Ⅱ- 0759	
87		カトヤ川	土石流	○	○	Ⅱ- 0760	
88	上戸町 寺社	上戸清水	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92240	
89		寺社	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92230	
90		上戸町寺社	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92020	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
91	上戸町 寺社	寺社川	土石流	○	○	Ⅱ- 0755	
92		寺社川 2 号	土石流	○		Ⅱ- 0756	
93		寺社川 3 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0155	
94		寺社川 4 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0156	
95		寺社川 5 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0157	
96		寺社川 6 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0158	
97		大向川	土石流	○	○	Ⅱ- 0757	
98	上戸町 南方	上戸町南方	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92010	
99		随念	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92220	
100		谷崎	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92200	
101		名ヶ谷内	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92210	
102	上戸町 北方	春日団地	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92260	
103		上戸町北方 1	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92030	
104		上戸町北方 2	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92040	
105		北方川 1 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0159	
106		北方川 3 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0161	
107	正院町 岡田	岡田	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92100	
108		岡田	地すべり	○		Ⅰ- 30	
109		岡田東	地すべり	○		Ⅰ- 31	
110	正院町 川尻	正院川川尻	土石流	○	○	Ⅲ- 0170	
111	正院町 飯塚	向地 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92230	
112		向地 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92240	
113		山田谷内	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 93050	
114		飯塚川 2 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0169	
115	折戸町	洲崎	地すべり	○		Ⅰ- 2	
116	大谷町	上浜	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92590	
117	長橋町	末光山	地すべり	○		Ⅰ- 18	
118	飯田町	飯田春日	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92270	
119		飯田城山	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ- 92600	
120	宝立町 宗玄	鶴島川	土石流	○	○	Ⅰ- 0989	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒区域	特別警戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
121	宝立町 宗玄	鵜島川 2 号	土石流	○	○	Ⅲ- 0153	
122		宗玄川	土石流	○	○	Ⅲ- 0152	
123	宝立町 鵜島	鵜島 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92070	
124	宝立町 春日野	見鳥	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92160	
125		高井	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92180	
126		大畠	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92190	
127		大畠 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92420	
128		中野	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92170	
129		法住寺	地すべり	○		I - 49	
130		見鳥川 2 号	土石流	○	○	Ⅱ- 0754	
131		春日野川	土石流	○	○	I - 1000	
132	宝立町 春日野	中野川	土石流	○	○	Ⅲ- 0154	
133		中野川	土石流	○	○	Ⅲ- 0154-2	
134		長谷川川	土石流	○	○	Ⅱ- 0752	
135		見鳥川	土石流	○	○	Ⅱ- 0753	
136	宝立町 大町泥木	大町	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92120	
137		泥の木	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92490	
138		泥ノ木	地すべり	○		I - 54	
139		大町川	土石流	○	○	Ⅱ- 0751	
140		泥木川	土石流	○	○	Ⅱ- 0749	
141	宝立町 馬渡	乗木	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92440	
142		是久	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92040	
143		是久 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92450	
144		是久 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92460	
145		是久 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92470	
146		長谷	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92480	
147		馬渡 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92030	
148		馬渡 3 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92010	
149		二艘舟	地すべり	○		I - 55	
150		馬渡	地すべり	○		I - 56	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
151	宝立町 馬渡	是久川	土石流	○	○	Ⅱ- 0746	
152		猪ノ谷内川	土石流	○	○	Ⅱ- 0750	
153		馬渡川	土石流	○	○	Ⅱ- 0747	
154		馬渡川	土石流	○	○	Ⅱ-0747-2	
155		馬渡川 2 号	土石流	○	○	I - 0990	
156		馬渡川 3 号	土石流	○	○	I - 0991	
157		馬渡川 4 号	土石流	○	○	I - 0992	
158		馬渡川 5 号	土石流	○	○	Ⅱ- 0748	
159	宝立町 柏原	石尾谷内	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92090	
160		郷	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92140	
161		善野	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92610	
162		鳥屋尾	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92100	
163		柏原	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92150	
164	宝立町 柏原	柏原 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92430	
165		善野	地すべり	○		I - 52	
166		打呂	地すべり	○		I - 51	
167		鳥越	地すべり	○		I - 53	
168		一の谷内川	土石流	○	○	I - 0996	
169		柏原川	土石流	○		I - 0993	
170		柏原川 2 号	土石流	○	○	I - 0994	
171		柏原川 3 号	土石流	○	○	I - 0995	
172		柏原川 4 号	土石流	○	○	I - 0997	
173		柏原川 5 号	土石流	○	○	I - 0998	
174		柏原川 6 号	土石流	○	○	I - 0999	
175	野々江町	野々江	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92600	
176		野々江町 1	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92050	
177		野々江町 2	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅲ- 92060	
178	大谷町	大谷 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92570	
179		大谷	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92070	
180	若山町出田	出田山岸 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ- 92560	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
181	高屋町	高屋	地すべり	○		I - 7	
182		高屋東	地すべり	○		I - 8	
183		高屋南	地すべり	○		I - 9	
184		高屋	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93380	
185		小浦出	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93390	
186	笹波町	笹波	地すべり	○		I - 6	
187		笹波	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92110	
188	三崎町 栗津	栗津川	土石流	○	○	III - 0172	
189		栗津川	土石流	○	○	III - 0172-2	
190		栗津川	土石流	○	○	III-0172-3	
191		栗津川 2 号	土石流	○		III - 0174	
192	三崎町 寺家	上野	地すべり	○		I - 11	
193		寺家	地すべり	○		I - 12	
194		寺家川	土石流	○		III - 0175	
195		寺家川 2 号	土石流	○		III - 0176	
196		寺家川 3 号	土石流	○	○	III - 0177	
197		大浜 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93240	
198		川上本町	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93260	
199		寺家 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93270	
200		寺家 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93280	
201		上野	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93290	
202		葭ヶ浦	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93300	
203		塩津	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93340	
204		上野 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92220	
205	若山町 吉ヶ池	吉ヶ池西	地すべり	○		I - 33	
206		吉ヶ池	地すべり	○		I - 34	
207	若山町 向	上祐川	土石流	○	○	II - 0762	
208	若山町 宗末	宗末	地すべり	○		I - 38	
209		柿田川	土石流	○	○	II - 0763	
210		吉弘川 2 号	土石流	○	○	II - 0764	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
211	若山町 洲巻	洲巻	地すべり	○		I - 45	
212		洲巻 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92620	
213	若山町 上山	上山	地すべり	○		I - 35	
214		上山川	土石流	○	○	II - 0765	
215		上山川	土石流	○		II - 0765-2	
216		上山川 2 号	土石流	○	○	II - 0766	
217		上山	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92390	
218	若山町 上正力	上正力	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92060	
219	若山町 中	中	地すべり	○		I - 39	
220		吉広川	土石流	○	○	I - 1004	
221		中	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92350	
222	若山町 南山	南山	地すべり	○		I - 47	
223		南山	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92360	
224	若山町 二子	二子	地すべり	○		I - 37	
225	若山町 白滝	白滝	地すべり	○		I - 46	
226		白滝	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92390	
227	若山町 北山	北山	地すべり	○		I - 32	
228		北山	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92100	
229	若山町 鈴内	川坂谷内西	地すべり	○		I - 28	
230		川坂谷内東	地すべり	○		I - 29	
231		川坂谷内	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93160	
232		川坂谷内 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92280	
233	真浦町	真浦	地すべり	○		I - 13	
234		垂水川	土石流	○	○	I - 1018	
235		真浦 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92430	
236		真浦 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92440	
237	仁江町	仁江町川	土石流	○	○	I - 1016	
238		仁江川	土石流	○	○	I - 1017	
239		仁江	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92450	
240	正院町 岡田	岡田川 2 号	土石流	○	○	II - 0769	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
241	清水町	清水	地すべり	○		I - 14	
242		清水東	地すべり	○		I - 16	
243		曾木川	土石流	○	○	I - 1014	
244		千谷川	土石流	○	○	I - 1015	
245		千谷川	土石流	○	○	I - 1015 - 3	
246		千谷川	土石流	○	○	I - 1015 - 2	
247		吉森川	土石流	○	○	II - 0775	
248		吉森	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92460	
249		清水	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92470	
250		吉森 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92010	
251	折戸町	折戸	地すべり	○		I - 1	
252		折戸町川	土石流	○	○	II - 0771	
253		折戸 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93360	
254		木の浦	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93370	
255		折戸	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92140	
256		洲崎	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92150	
257	川浦町	川浦	地すべり	○		I - 3	
258		川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93250	
259		川浦 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92170	
260	大谷町	土口南	地すべり	○		I - 20	
261		土口	地すべり	○		I - 21	
262		吉森	地すべり	○		I - 22	
263		中谷内	地すべり	○		I - 23	
264		小鮎山	地すべり	○		I - 24	
265		土口川	土石流	○	○	II - 0774	
266		土口	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92500	
267		森吉	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92510	
268		大谷東西	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92540	
269		大谷後町	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92560	
270		小鮎山 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92080	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）
土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
271	大谷町	小鮎山 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92090	
272	長橋町	長橋	地すべり	○		I - 17	
273		長橋	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92530	
274		角間	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92020	
275		長橋 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92030	
276		中村	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92040	
277		坂石山	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92050	
278	東山中町	洲巻	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93200	
279		渡瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92160	
280	馬縹町	赤神	地すべり	○		I - 19	
281		オヤチ川	土石流	○	○	I - 1005	
282		鰐崎川	土石流	○	○	I - 1006	
283		山田川	土石流	○		I - 1007	
284		鰐崎川 2 号	土石流	○	○	I - 1008	
285		孫四郎川	土石流	○	○	I - 1009	
286		泊川	土石流	○	○	I - 1010	
287		鰐崎川 3 号	土石流	○	○	Ⅱ - 0772	
288		赤神川	土石流	○	○	Ⅱ - 0773	
289		赤神川	土石流	○	○	Ⅱ - 0773-2	
290		馬縹	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93400	
291		泊	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93410	
292		赤神 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92120	
293		赤神 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ - 92130	
294	片岩町	片岩 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92480	
295		片岩 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92490	
296		赤島	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92520	
297	宝立町 馬渡	馬渡 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 92020	
298	狼煙新町	狼煙新町	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93310	
299	狼煙町	横山	地すべり	○		I - 4	
300		狼煙	地すべり	○		I - 5	

土砂災害（特別）警戒区域 指定区域一覧（国土交通省所管）

土砂災害警戒区域（告示石川県告示第 137 号平成 27 年 3 月 27 日）

土砂災害特別警戒区域（告示石川県告示第 138 号平成 27 年 3 月 27 日）

	区域の所在地	区域名称	発生原因	警戒 区域	特別警 戒区域	箇所番号	要配慮者利用施設 及び教育施設
301	狼煙町	狼煙	急傾斜地の崩壊	○	○	I - 93320	
302		横山 1 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92180	
303	高屋町	高屋 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92670	
304	清水町	清水 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92660	
305	大谷町	大谷町	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92640	
306	長橋町	長橋 2 号	急傾斜地の崩壊	○	○	II - 92650	
発生原因別 集計			土石流	91 箇所	83 箇所		
			地すべり	51 箇所	0 箇所		
			急傾斜地の崩壊	164 箇所	163 箇所		
合 計				306 箇所	246 箇所		

第 1 1 章 関係機関との協力及び応援

第 1 節 協力及び応援等の相互協定

1. 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- ⑤ 水防活動の記録及び広報
- ⑥ 連絡調整員の派遣

河川管理者（石川県）は、水防管理団体との相互の情報提供や収集などのため、大規模災害発生時など必要に応じて、土木総合事務所・土木事務所から連絡調整員を派遣するものとする。

2. 水防協力団体による協力

水防協力団体の指定

水防管理者は、以下の業務を水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に、適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。（法第 36 条、法第 37 条）

- ① 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第 22 条）

4. 他の水防管理者等の応援

水防管理者は水防法に基づき緊急の場合必要に応じ、他の水防管理者、市長、消防団長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条）

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。（法第 23 条の 2）

第 12 章 輸 送 及 び 資 材 補 充

避難のための人員輸送及び水防資器材の輸送は、市有自動車、借上自動車、消防自動車をもって充て、輸送機関と事前に借上げ協定を結んでおく。

第 13 章 費 用 負 担 と 公 用 負 担

1. 費用負担

本市の水防に要する費用は、本市が負担する。

2. 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防法第 28 条の規定により、水防のため必要あるときは、水防本部長は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (ウ) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (エ) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (オ) 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使する者は、次のような証明書を携行し必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証明書	
職	名
氏	名
上記の者に〇〇の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。	
年	月 日
市長	
⑩	

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、下のような証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

(第 号)			
公 用 負 担 証			
目 的 物	種 類		
負 担 内 容	使 用	収 用	処 分 等
年	月 日		
		市 長	⑩
		事務取扱者	⑩
		殿	

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対しては、本市は時価によりその損失を補償する。

指 定 避 難 所

災害発生時において、被災者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

地区	施設名	住所	電話番号	非常物資	自主防災本部	収容人員	給食能力
宝立	宝立小中学校 体育館(たら山)	宝立町鶴島 4 字 30 番地	—		○	310	—
宝立	宝立小中学校	宝立町鶴飼丑部 83 番地	84-1106	有		530	200
宝立	宝立公民館	宝立町鶴飼卯部 46 番地	84-1500			80	180
上戸	上戸小学校	上戸町寺社 5 字 74 番地の 2	82-0168	有		350	270
上戸	上戸公民館	上戸町寺社 2 字 57 番地 1	82-0140		○	80	740
飯田	飯田小学校	飯田町 19 部 61 番地	82-0044	有		650	140
飯田	飯田公民館	飯田町 10 部 20 番地 2	82-0023		○	80	190
若山	若山小学校	若山町古蔵 11 部 100 番地の 1	82-0240	有		420	200
若山	若山公民館	若山町古蔵寅部 60 番地 1	82-6153		○	80	50
若山	旧上黒丸小学校	若山町上黒丸 10 部 34 番地	82-1886			240	190
直	緑丘中学校	野々江町 6 の部 1 番地	82-0250			750	
直	直小学校	野々江町二部 38 番地の 2	82-0313	有		260	210
直	直公民館	野々江町ホ部 80 番地 1	82-3798		○	80	40
正院	正院小学校	正院町川尻 1 部 39 番地	82-0404	有		400	160
正院	正院公民館	正院町正院 22 部 2 番地 1	82-0416		○	80	110
正院	旧飯塚保育所	正院町飯塚は部 57 番地	—			80	50
蛸島	蛸島小学校	蛸島町ワ部 69 番地	82-0524	有		340	230
蛸島	蛸島公民館	蛸島町ヨ部 139 番地	82-3202		○	80	40
三崎	里山里海自然学校 (旧小泊小学校)	三崎町小泊 33-7	88-2528			300	40
三崎	三崎中学校	三崎町宇治ヨ部 114 番地	88-2423	有		480	40
三崎	みさき小学校	三崎町栗津口部 10 番地の 1	88-2019			350	40
三崎	三崎公民館	三崎町宇治ヨ部 114 番地 13	88-2049		○	80	40
三崎	旧本小学校 体育館	三崎町本 17-47	—			300	40
日置	日置公民館	折戸町チ部 34 番地	86-2509	有	○	80	40
大谷	大谷小中学校	大谷町 1 字 78 番地	87-2019			500	50
大谷	大谷公民館	大谷町 2 字 57 番地 4	87-2222		○	80	—
26 箇所						7,060	3,290

(注) 避難場所は上記のとおりとするが、災害の規模等により、保育所、地区集会場、小・中学校屋外運動場、都市公園等を使用する。

(注) 収容人員については、1 人あたり 2 m²で計算。給食能力とは、調理設備が 1 回で調理可能な食数（不足分は非常食若しくは供給時間をずらす等の対応）の目安。

水防終結後の各報告様式

水防が終結したときは遅滞なく、次の様式による各事項を取りまとめ、土木事務所を經由して県本部に報告する。

水防顛末報告

1. 天候の状況

水防管理団体名

月 日	日 雨 量	風 向	風 速	波 高	気 温	摘 要
						降雨状況 始 雨 終 雨 詳細記入

2. 洪水の増減

○○量水標 $\left\{ \begin{array}{l} \text{標 高 } \bigcirc \bigcirc \text{ 米} \\ \text{平方位 } \bigcirc \bigcirc \text{ 米} \end{array} \right\}$

月 日	時 刻	水 位	摘 要	月 日	時 刻	水 位	摘 要

(注) 警戒水位より通報水位に復するまでの毎時の観測値

3. 水防実施状況報告

県				管理団体名		指定、非指定	報告年月日		年 月 日		
1. 出水の状況		○ ○ m 警戒水位 ○○m 出 水 位 ○○m 雨 量 ○○mm				所要経費	人件費	手 当	円	県補助	円
								その他		管 理 団 体	
2. 水防実施箇所		○○支流川 左右 ○○地先 ○○川					物件費	雑 費		合 計	
3. 目 的		自 至 月 月 日 日 時 時						燃料費			
								資材費			
4. 出動人員概要		水 防 団 員 (消防団員)		その他	計			器材費			
		名		名	名		計				
5. 水防作業の概要及び方法		○○工法 ○○箇所 ○○川				所属及び功績概要	(管理団体の水防従事者の立場から見て記入すること)				
6. 水防の結果	効 果	堤 防 m	田 h	畑 h	家 戸	場合その原因	破堤等のあった				
		鉄 道 m	道 路 m	人 口 人	その他						
	被 害	堤 防 m	田 h	畑 h	家 戸	自己批判	水防活動に関する	(管理団体で記入すること)			
		鉄 道 m	道 路 m	人 口 人	その他						

水防実施状況報告添付書類

1. 天候の状況並びに警戒中水位観測表
2. 警戒出動及び解散命令の時刻
3. 水防法第 28 条による収用又は使用の器具資材の種類、員数及び使用場所
4. 応援の状況
5. 居住者出動の状況
6. 警察の援助状況
7. 立退きの状況
8. 障害物の処分した数量及びその事由並びに除却の場合
9. 土地を一時使用したときはその場所、及び所有者氏名とその理由
10. 水防関係者の死傷にあった場合とその状況
11. 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じた場合はその場所及びその損傷状況

4. 堤防その他の施設の異常の有無

河川名	地名	工事	被害内容	被害延長 (m)	被害金額	摘要

5. 使用資材の種類及び員数並びに回収分

備蓄所名	使用資材	使用員数	回収員数	損失金額	摘要

6. 水防法第 28 条による負担下命の種類及び員数

種類	員数	損失額	損失者	住所	氏名	理由

7. 警察災害救助隊の援助状況

8. 立退き状況

9. 水防関係者の死亡及び傷害

り災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要

10. 殊勲者及びその功績

11. 現場指導官公吏氏名

12. 水防に要した経費

人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要

13. 事後水位について考慮を要する点、その他水防管理者の所見

水防功労者表彰

功労者の表彰

水防業務のため功労のある者があった場合は、水防法第 46 条の規定に基づいてこの表彰方を土木事務所を経由して推薦する。

水防訓練

本部長は、水防法第 32 条の 2 第 1 項の規定に基づき毎年 1 回水防訓練を実施する。

なお、水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行う場合が多いことから、次の事項等について充分訓練を行うと共に、一般住民を参加させ水防思想の高揚に努める。

水防訓練の項目は、次のとおりとする。

- (1) 観 測
- (2) 通 報
- (3) 動 員
- (4) 輸 送
- (5) 工 法
- (6) 樋門、角落しの操作
- (7) 水防信号
- (8) 避 難

水 防 資 機 材 備 蓄 状 況 表

倉庫番号		74 正規倉庫	75 指定水防 管理団体倉庫	
倉 庫 名		珠洲土木事務所 水防倉庫	珠 洲 市 水 防 倉 庫	珠洲土木管内計
資器材名		数量	数量	2 棟
鉄線蛇籠	本	(フィルターユニット) 34	10	44
鉄線	kg	300	50	350
麻袋	枚	600		600
ナイロン土のう	枚	13, 000	5, 000	18, 000
大型土のう	枚	170	10	180
二子縄	玉	20	10	30
杭	本	250	30	280
ロープ	丸	8	10	18
シート	枚	85	30	115
厚板	枚	2		
鉄杭	本	150	100	250
カケヤ	丁	3	5	8
ハンマー	丁	5	3	8
スコップ	丁	25	30	55
ツルハシ	丁	3	2	5
一輪車	車	6	5	11
ノコギリ	丁	3	3	6
オノ	丁	4	3	7
ナタ	丁	2	3	5
タコ	個		3	3
バリケード	個		10	10
発電機	台		1	1
チェーンソー	台		1	1
ライフジャケット	着	10	8	18

重要水防箇所、危険度評定基準の運用方針

① 堤防高（流下能力）について

計画水位が現況の堤防高を越える箇所をAランク、現況の堤防高までの余裕高が当該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所をBランクとすることを基本とする。

また、通水断面の不足によって溢水した場合、下流の住宅・公共施設等に重大な被害を与えると予想される箇所をA、下流の田畑等に相当の被害が予想される箇所をBランクとする。

② 堤防断面について

現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の1／2未満の箇所をAランク、1／2以上であるが計画の堤防断面あるいは天端幅に満たない箇所をBランクとする。

③ 法崩れ・すべりについて

暫定施工とは法崩れ・すべりが発生した時に、応急的に講ぜられた措置をいい、所要の対策とはその後、必要に応じて講ぜられた抜本的措置をいう。

④ 漏水について

破堤跡とは、主として漏水により破堤した箇所をいう。

⑤ 水衝・洗掘について

対策が未施工の箇所とは、水衝・洗掘に対して抜本的な対策が講じられていない箇所をいうものとし、対策が暫定施工の場合はBランクとする。

⑥ 新堤防について

上下流側の堤防あるいは基礎地盤とのなじみ及び出水期の経験による機能の確認等のために、築造後3年以内は、「要注意区間」とする。

異常気象時における道路通行規制

道路通行規制

1. 異常気象時及び特殊危険区域において、道路の通行が危険であると認められる場合に実施する。
2. 通行規制の種類は、通行止め及び通行注意とする。

通行規制の実施

1. 種の異常気象の発令と同時に警戒体制に入り、規制区間を重点に常時パトロールを実施する。
2. 規制区間の雨量が規制の基準に達した場合には、規制内容に従って直ちに通行規制を実施する。
3. 通行規制は、通行止めにあつては道路標識及びバリケードをもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行う。
4. 規制指定区域外についても、必要に応じ通行規制を行う。

通知・報告

1. 建設課長は道路通行規制を実施する場合は、管轄する警察署長に通知する。
2. 建設課長は道路通行規制を実施し、又は解除したときは、直ちに市長に報告する。

水 防 関 係 電 話 番 号

関 係 機 関	連 絡 先		備 考
	電 話 番 号	F A X 番 号	
(珠洲市内関係機関)			
珠洲市役所（総 務 課）	0768-82-7878	0768-82-5685	
珠洲市役所（環境建設課）	0768-82-7757	0768-82-0626	
珠洲市役所（産業振興課）	0768-82-7767	0768-82-7802	
珠 洲 警 察 署	0768-82-0110	0768-82-6455	
奥能登広域圏事務組合(珠洲消防署)	0768-82-0247	0768-82-0587	
珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	
珠洲市土地改良区	0768-82-4015	0768-82-2133	
珠洲建設業協会	0768-82-0604	0768-82-0707	
北陸電力送配電(株) 珠洲配電センター	0768-82-2239	0768-82-4108	(夜間)0120-837-119
(株)NTT 西日本 - 北陸	0767-53-2141	0767-53-2143	(夜間)0120-444-113
(県 庁)			
河 川 課	076-225-1736	076-225-1740	
道 路 建 設 課	076-225-1721	076-225-1723	
道 路 整 備 課	076-225-1726	076-225-1728	
砂 防 課	076-225-1751	076-225-1752	
港 湾 課	076-225-1746	076-225-1747	
危 機 対 策 課	076-225-1482	076-225-1484	
水産課漁港漁村整備室	076-225-1655	076-225-1891	
(奥能登土木総合事務所管内)			
奥能登土木総合事務所	0768-22-0567	0768-22-2144	
奥能登土木総合事務所（分室）	0768-26-2350	0768-26-2351	
奥能登農林総合事務所（土地改良部）	0768-26-2326	0768-26-2332	
奥能登農林総合事務所（森 林 部）	0768-26-2329	0768-26-2332	
奥能登農林総合事務所（珠 洲 農 林）	0768-82-3111	0768-82-6570	
珠 洲 土 木 事 務 所	0768-82-2165	0768-82-2198	
小屋ダム管理事務所	0768-84-2801	0768-84-2802	
(その他関係機関)			
北鉄奥能登バス(株)	0768-22-2311	0768-22-0938	
能登海上保安署	0768-74-8118	0768-74-0065	
金沢地方気象台	076-260-1463	076-260-1466	
北国新聞社珠洲支局	0768-82-0102	0768-82-0049	
北陸中日新聞能登通信部	0768-62-0120	0768-62-8011	
能越ケーブルネット(株)	0768-82-1166	0768-82-1134	